

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び新潟市契約規則（昭和 59 年新潟市規則第 24 号。以下「規則」という。）第 8 条に基づき公告する。

令和 2 年 1 月 8 日

新潟市長 中原 八一

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

新潟市次期介護保険システム事業所端末用静脈認証システム機器等賃貸借及び保守業務 一式

(2) 履行の内容等

「新潟市次期介護保険システム事業所端末用静脈認証システム機器等賃貸借及び保守業務仕様書」のとおり。

(3) 履行場所

新潟市福祉部介護保険課が指定する場所

(4) 履行期間

令和 2 年 3 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日まで（60 か月間）

なお、本件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約とする。

(5) 入札方法

契約初年度分（令和 2 年 3 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの 1 か月分）の金額で入札に付する。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 %に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。よって、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税を含まない金額の総価）を記載すること。

2. 入札に参加する者に必要な資格

本件の入札に参加しようとする者は、以下の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 新潟市の競争入札参加資格審査（業務委託）において審査を受け、資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。また、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領での別表 2 の 9（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
- (5) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
- (6) その他入札説明書で定める要件を満たしていること。

3. 担当部署

部署名：新潟市福祉部介護保険課認定審査係

郵便番号：951-8550

所在地：新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1 新潟市役所本庁舎分館 3 階

電話番号：025-226-1265(ダイヤルイン)

e-mail: kaigo@city.niigata.lg.jp

4. 入札参加申請手続き

- (1) 入札説明書等の公開日及び入手方法

本公告の日から新潟市福祉部介護保険課ホームページでダウンロードすること。

https://www.city.niigata.lg.jp/iryu/kaigo/oshirase/tender_notice.html

- (2) 入札参加申請書等の提出期限、場所及び提出方法

令和 2 年 1 月 21 日(火曜)午後 5 時までに、前述 3「担当部署」に持参すること。

- (3) 調達に関する質疑書の提出期限、場所及び提出方法

令和 2 年 1 月 21 日(火曜)午後 5 時までに、前述 3「担当部署」に e-mail により提出すること。

5. 入札及び開札

(1) 入札・開札日時

令和2年1月28日(火曜) 午前10時

(2) 入札・開札の場所

新潟市役所 本庁舎分館4階1-401会議室(前述3「担当部署」と同住所)

(3) 持参による入札書の提出方法

前述(1)「入札・開札日時」及び(2)「入札・開札の場所」で指定する日時・場所に持参すること。

6. その他

(1) 入札等の手続き並びに契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

規則第10条第2号により、免除する。

(3) 契約保証金

規則第33条及び第34条の規定による。

なお、契約保証金の額は、契約金額を1年間当たりの額に換算した金額の100分の10以上の金額とする。

(4) 入札の無効

次に該当する入札は、これを無効とする。

ア. 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札。

イ. 入札書等の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札。

ウ. 入札者が2以上の入札(本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。)をした場合におけるその者の全部の入札。

エ. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する不正の行為によった入札。

オ. 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札。

カ. 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札

キ. 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札。

ク. その他入札に関する条件に違反した入札。

ケ. 入札書記載の金額を加除訂正した入札。

コ. 上記エ又はオに該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

(5) 落札者の決定方法

ア. 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

イ. 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

ウ. 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

(6) 詳細は、入札説明書による。